平成２３年（フ）第１５９号
兵庫県三田市小柿2075番地14
債務者　山庄司守夫
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７４号
神戸市垂水区舞子坂３丁目18番13号　立花文化103号
債務者　金守　　學
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７１号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目41番地県住21棟101号
債務者　下勝　忠一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
北海道旭川市豊岡12条８丁目５番５号
債務者　吉田ふみ子（旧姓細貝）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月27日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
北海道紋別市南が丘町４丁目１番２―402号
債務者　上田　和利
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月27日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６号
鳥取県日野郡日南町生山438番地１
債務者　垰田　敏治
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９０号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番７―106号グリーンタウン松ヶ丘
債務者　横山　昇一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９７号
埼玉県川越市西小仙波町２丁目15番地６　ハイネス川越201号室
債務者　大木　竹夫
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０号
新潟市中央区関屋金衛町１丁目135番地
債務者　沢村　智之
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
釧路市大楽毛１丁目３番20号
債務者　山田　修敬
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
仙台市宮城野区宮城野１丁目４番28―407号
債務者　荒川久美子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
宮城県名取市名取が丘５丁目25番７号
債務者　遊佐　智子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
仙台市宮城野区東仙台３丁目８番45号
債務者　佐藤　孝行
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４４号
広島県廿日市市宮内1491番地３、申立時の住所広島県廿日市市津田2005番地６
債務者　藤井　昭美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０号
福井県鯖江市下野田町第31号39番地１
債務者　菱川　朋美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本晋太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係